

NMR 施設利用誓約書 (成果占有利用)

(基本方針)

1. NMR 施設を利用して行う利用課題は、平和目的に限定し、利用実験を安全に実施するとともに、他の利用研究者等との良好な関係を確保すること。このため、関係法令、国立研究開発法人理化学研究所(以下「理研」という。)の規程及び各種手続き等を遵守すること。また、理研が行う安全及び管理のための指示に従うこと。

(傷害保険)

2. 不慮の事故に備えて利用者は傷害保険等(労働者災害補償保険法に基づくものを含む。)に加入すること。

(物品、薬品等の持込等)

3. 実験に使用する物品、薬品等は、所定の手続きに従って持ち込み、善良な管理者の注意義務をもって管理すること。また、持ち込んだ物品、薬品等は全て責任を持って所属機関まで持ち帰ること。

(施設、設備等の使用)

4. NMR 施設及びそれに附属する施設、設備並びに物品の使用にあたっては、設備及び安全の理研担当者の指示に従うこと。また、使用後は従前の状態及び場所に戻すこと。

(利用の開始)

5. 実験の開始前に、NMR 施設の機能及び整備状況等について、所定の確認を行い、異常があれば、理研担当者に連絡すること。また理研担当者が指示する場合は、必要な点検を受けること。

(利用の終了)

6. 実験の終了後に、NMR 施設の機能及び整備状況等について、所定の点検を受けること。この場合、点検結果を基に原状回復にかかる指示がある場合は、その指示に従い所要の措置を講じること。

(施設使用料の徴収)

7. NMR 施設の利用に伴い使用した研究施設、通信設備その他のサービスに係わる経費を理研からの請求に従い支払うこと。

(NMR 施設利用時間の減少)

8. NMR 施設利用時間の減少等に伴って損害が生じた場合、理研の故意又は重大な過失がない限り、理研に対していかなる賠償請求を行わないこと。

(利用報告書)

9. 実験期間の終了後、理研が指定する期日までに所定の「利用報告書」を提出すること。また、利用報告書の印刷、発行、統計処理及び理研の発行物等の編集に必要な加工を理研が自由に行うことに同意すること。

(NMR 使用料)

10. 理研は、提出された「利用報告書」を基に利用時間数等を確定し、実験責任者が使用料支払の同意を得た者に対して、請求する。請求をされた者は、請求された金額を請求日から 60 日以内に理研が指定する銀行口座に振り込むこと。振り込み手数料は振り込み者の負担とすること。

(秘密の保持)

11. 理研は、提出された利用申請の書類の取扱及び保管を厳格に行い、利用申請の内容に係わる秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩させないものとする。利用実験に関する持ち込み試料・データを含む資料・測定結果等の管理責任は、実験責任者がもつこと。

(利用研究成果)

12. 利用研究成果は利用者に属する。ただし、NMRを利用した成果の内容を含む科学技術論文、書籍等の公知となる印刷物には「理研 NMR 施設を利用した結果である。」ことを記述するとともに、その印刷物(1部)を提出し、所定の連絡をすること。また、利用研究成果の内容を含むプレスリリース等の際には、利用施設に公表後、速やかに連絡すること。さらに、理研が行う利用後のフォローアップ調査等に協力すること。

(特許等)

13. NMR 施設を利用した成果に属する発明又は考案について、特許又は実用新案を出願した場合には、公開後速やかに特許出願番号等を理研に報告すること。

(反社会的勢力への対応)

14. 現在並びに将来にわたって、暴力団その他反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と関係を持たないこと。

(事故等)

15. 事故及び災害の際は、実験責任者が責任をもって対処し、速やかに NMR 施設管理者へ連絡すること。

(使用の停止)

16. この誓約書に規定する事項を守らなかった場合、理研に提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、もしくは、NMR 施設の運営に支障をきたすと理研が判断した場合は、理研が行う使用停止等の指示に従うこと。

(賠償責任)

17. 故意又は重大な過失によって NMR 施設及びそれに附属する施設、設備並びに物品に損害を及ぼしたときは、損害の全部又は一部を賠償すること。

(紛争処理)

18. この誓約書について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ると共に日本国の法律に基づき理研横浜事業所の所在地の裁判所において解決すること。

以上

年 月 日

当該利用期間に NMR 施設を利用するにあたり、上記事項を確認し、誠実に履行することを誓約します。

NMR 施設利用機関名：

(所在地：)

実施責任者氏名：

(所属・役職：)